

基発第 0124001 号
平成20年1月24日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

快適職場形成促進事業の実施について

標記については、今般、実施要綱及び委託要綱をそれぞれ別添1及び別添2
のとおり改正したので、以後これらに基づき運用されるよう取り計らい願いた
い。

都道府県快適職場形成促進事業実施要綱

1 事業の目的

近年の技術革新の進展、サービス経済化の進展等に伴う職場の労働環境、作業態様の変化等により多くの労働者が疲労・ストレスを感じている。また、経済的豊かさを実現した今日、国民の意識は物質的豊かさから、心の豊かさに比重を移してきており、労働面においても健康に対する関心の高まりから働きやすい快適な職場環境が重視されてきている。

一方、労働力人口の高齢化シフトにより、職場における中高年齢者の割合が増加する一方、女性の社会進出が進んでいる中で、職場のあり方も中高年齢者、女性が働きやすいものに変えていく必要がある。

本事業は、以上のような職場をめぐる状況を踏まえ、すべての労働者にとって仕事による疲労・ストレスの少ない働きやすい快適な職場環境が形成されることを目的とする。

2 事業の概要

本事業は、規模の如何にかかわらず、すべての事業場を対象とし、事業の実施に当たって、厚生労働省と十分な連携の下に行うものとする。

事業の内容は次のとおりとする。

(1) 普及啓発事業

① 快適職場の形成に向けての気運の醸成を図り、事業主の自主的な取組みの促進と、地域への普及啓発を図るための業務（パンフレット、ポスター等の配布）を行う。

② 「職場における喫煙対策のためのガイドライン」（平成15年5月9日付け基発第0509001号）及び「職場における喫煙対策のためのガイドラインに基づく対策の推進について」（平成17年6月1日付け基安発第0601001号）の周知を図るとともに、「職場における喫煙対策の推進のための教育の実施について」（平成16年5月13日付け基発第0513001号）に基づく教育を行う。

③ 都道府県快適職場推進大会を開催する。

イ シンポジウム

快適な職場環境の形成に向けての地域の特徴を踏まえた具体的手法、期待される効果、好事例等についての紹介や発表等に関すること

ロ 研究発表

計画の認定を受けて職場改善を実施した事業場の事例発表や研究者による発表等に関すること

④ 都道府県快適職場推進協議会を開催する。

地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ、労使代表、有識者の参加のもとで当該地域の快適な職場の形成促進の方策等について検討する。

(2) 計画審査事業

都道府県快適職場形成促進事業委託要綱

都道府県快適職場形成促進事業（以下「事業」という。）については、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第1条 本事業は、事業場における安全衛生の水準の向上が図られ、すべての労働者にとって、仕事による疲労・ストレスの少ない働きやすい快適な職場環境が形成されることを目的とする。

（委託の公募）

第2条 事業は、〇〇〇労働局長（以下「委託者」という。）が、別添1に定める「快適職場形成促進事業に係る企画書募集要領」に基づき、受託を希望する者を募り、募集に応じて委託事業実施企画書（様式1号）を提出した者の中から、事業実施について最適と認める者「以下「受託者」という。」に委託して実施する。

（委託事業実施計画書の審査）

第3条 委託者は、〇〇〇労働局内に別添2「快適職場形成促進事業に係る企画書評価委員会」設置要綱に基づき評価委員会を設置し、前条の規定により提出された委託事業実施企画書について審査を行わせ、最適と認める者を選定し、支出負担行為担当官である〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇（以下「支出負担行為担当官」という。）にその旨通知するものとする。

（契約）

第4条 支出負担行為担当官は、前条の規定による通知を受けた場合、事業の目的に照らし、適当と認めるときは、事業委託契約書（様式2号）により受託者と契約を締結するものとする。

（委託事業の変更等）

第5条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委託事業変更通知書（様式3号）により、その旨を支出負担行為担当官及び受託者に通知するものとする。

(1) 委託事業の内容を変更する場合

(2) 国の予算額に変更があった場合

2 受託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ、委託事業実施計画変更承認申請書（様式4号）を委託者を經由して支出負担行為担当官に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 委託事業実施計画書に掲げる事業の内容を変更する場合（軽微な変更を除く。）

(2) 委託対象経費の配分を変更する場合（消費税を除く委託対象経費区分相互間において、それぞれ配分額のいずれか低い額の20%以内の配分の変更を除く。）

3 委託者は、受託者から提出された委託事業実施計画変更承認申請書について、これを承認

- (1) 第4条の規定による契約に反したとき
- (2) 委託事業を遂行することが困難になったとき

(権利の帰属)

第11条 委託事業の実施に伴って生じた特許権、著作権等は、委託者に帰属するものとする。

(財産処分の制限)

第12条 受託者は、委託事業により取得し、又は効用の増加した財産の管理に当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、委託費の交付の目的に従って効率的な運用を図らなければならない。

- 2 受託者は、委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、取得価格又は価格の効用が50万円以上の財産については、支出負担行為担当官の承認を得なければ処分してはならない。この場合において、支出負担行為担当官の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があったときには、その収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。
- 3 委託事業の実施に伴い取得した財産のうち、支出負担行為担当官が指定するものについては、委託事業が終了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。）にこれを委託者に返還するものとする。

(書類の備付け及び保存)

第13条 受託者は、委託事業の実施経過並びに委託事業に係る収入及び支出の関係を明らかにする帳簿及び一切の証拠書類並びに事業内容に係わる書類等を国の会計及び物品に関する規定に準じて整備するものとする。

- 2 公益法人（民法第34条に基づいて設立され、法人格を付与される社団法人又は財団法人）は、この委託事業に係る支出明細書を補助金等支出明細書（様式12号）により作成し、国からの補助金全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに支出負担行為担当官に報告するものとする。
- 3 受託者は、前二項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(守秘義務)

第14条 受託者は、委託事業に関して知り得た秘密を委託者の承認なしに他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(個人情報の管理)

第15条 受託者は、個人情報の保護に関する法律等の適用を受けるものであり、この契約により保有した個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理に努め、その内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

快適職場形成促進事業に係る企画書募集要領（例示）

1 総則

快適職場形成促進事業に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本事業の業務内容は、別紙 1 「快適職場形成促進事業に係る企画書作成のための仕様書」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、〇〇〇〇〇〇〇〇円（内消費税相当額〇〇〇〇〇〇円）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 厚生労働省から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 平成〇〇・〇〇・〇〇年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）の《「役務の提供等」の「その他」》において、開札時まで、《「A」、「B」、「C」又は「D」》の等級に格付けされている者であること。
- (5) その他企画書等の提出者は事業の実施のため次の要件を満たすこと。
※必要に応じ局において記入すること。

5 企画競争に係る説明会の開催

- (1) 日時
平成 年 月 日 () 時
- (2) 場所
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

- (1) 受付先
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
- (2) 受付期間
平成 年 月 日 () までの〇〇〇～〇〇〇
- (3) 受付方法
F A X（A 4、様式自由）にて受け付ける。
- (4) 回答
平成 年 月 日 () までに、企画競争参加者に対して F A X にて行う。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

- (1) 提出書類

1 1 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本通貨

(2) 契約保証金
免除

- ④ 都道府県快適職場推進協議会を開催する。
地域の特徴を考慮し、関係機関の啓発も兼ねつつ、労使代表、有識者の参加のもとで当該地域の快適な職場の形成促進の方策等について検討する。

(2) 計画審査事業

事業場から認定申請の出された快適職場推進計画の認定に係る技術的審査を行う。

① 計画の内容

計画の目標、計画の期間、快適職場環境を形成するための施設、設備等の整備及び維持管理に関すること等に係る内容の審査を行う。

② 審査方法

事業者から認定申請の出された快適職場推進計画について、「快適職場推進計画認定審査基準」に従い審査を行う。

(3) 相談業務

快適な職場環境の形成に係る助成等の支援措置の紹介、技術的事項等についての事業場からの相談に応ずる。

4 実施主体

本事業は、労働安全衛生に精通した者に委託して実施する。

5 事業実施体制 (※)

本事業を実施するに当たり、企画書に人件費を計上することは差し支えないこととする。

6 実施時期

平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで

7 予定経費

〇〇, 〇〇〇千円

8 その他

実施時期及び予定経費については、平成〇〇年度予算案が可決されていない場合、または、国の予算額に変更があった場合は変更もあり得るので留意すること。

(※) については、常勤アドバイザー配置の局のみ記載する。

格性について審査を行うこととする。

この最低基準を満たした企画書につき、採点基準が上位のものを委託先として決定することとする。

3 評価結果の報告

委員会は、委員会事務局を通じ別紙2-①及び別紙2-②により、評価結果を支出負担行為担当官へ報告する。

快適職場形成促進事業に係る企画書等提出者一覧（例示）

番号	提出日	企画書等提出者名	連絡先	担当者氏名	見積金額	評価結果
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						

※「評価結果」欄には、企画書評価委員会委員の評価結果（採点合計）の合計点を記入すること。

(様式1号)

委託事業実施企画書

平成 年 月 日

〇〇〇労働局長 殿

住 所

氏 名

1 委託業務の目的・内容

(1) 目的

(2) 内容

2 委託業務を行う場所

3 委託業務実施期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

4 実施計画の内容

(1) 委託業務実施計画 (別紙内訳のとおり)

(2) 所要経費 金 円 (別紙内訳のとおり)

(契約金額)

第5条 甲は、事業の完了（事業を廃止したときを含む。）後、事業の実施に関する経費（以下「委託費」という。）として、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税等額〇〇〇, 〇〇〇円）を限度として、別紙「委託費交付内訳」により乙に交付する。

(委託費の変更)

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の委託費の額を変更することができる。

一 第3条の規定により事業の内容を変更するとき

二 国の予算額に変更があったとき

2 乙は、委託費交付内訳に変更の必要が生じたときは、甲と協議の上、変更することができる。

ただし、当該変更が、消費税等を除く委託費交付内訳の科目ごとにいずれか少ない額の20%を超えない範囲内の流用増減である場合は、この限りでない。

(他用途使用の禁止)

第7条 乙は、この事業以外の業務に、第5条の委託費の名目で支出してはならない。

(物品の管理)

第8条 乙は、事業の実施に伴い取得した物品については、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、前項の物品のうち、甲が指定するものについて、委託事業が完了したとき（委託事業を中止又は廃止したときを含む。以下同じ。）は、これを甲に返還しなければならない。

(権利の帰属)

第9条 この契約による事業の実施に伴って生じた特許権、著作権等の権利は、委託者に帰属する。

(支出明細書の提出等)

第15条 乙は、この事業に係る支出明細書を別添様式により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は7月10日のいずれか早い日までに委託者に報告するものとする。

(委託費の精算等)

第16条 乙は、第14条の規定による確定通知を受けたときは、適正な支払請求書を作成し甲を經由して官署支出官〇〇〇労働局長（以下「官署支出官」という。）に請求するものとする。ただし、官署支出官は、必要があると認めるときは、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

2 官署支出官は、前項の請求書を受理した日から30日以内に乙に支払うものとする。

(公表等の制限)

第17条 乙は、委託者の承諾なしに、事業の実施結果を公表してはならない。

2 乙は、事業実施上知り得た秘密を第三者に漏らし又は他の目的に使用してはならない。

(契約の解除等)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の実施の全部若しくは一部の停止を命じ又は契約を解除することができる。

一 この契約に違反したとき

二 この事業を実施することが困難であると委託者が認めたとき

2 甲は、前項の規定により、契約を解除したときは、第16条の例により委託費の精算を行う。ただし、契約の解除について、乙に故意又は重大な過失が認められたときは、その一部又は全部を支払わないことができる。

(損害賠償)

第19条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは重大な過失により甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第24条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第13項若しくは第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第25条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の指示に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

平成〇年〇月〇日

甲 (住 所)

支出負担行為担当官

〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

乙 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

f

(様式3号)

委託事業変更通知書

平成 年 月 日

住 所

氏 名

殿

〇〇〇労働局長

「快適職場形成促進事業」の実施計画に下記の変更の必要が生じたので通知します。

記

1 変更理由

2 変更事項

変 更 前	変 更 後

(様式5号)

変更委託契約書

平成〇年〇月〇日付けで支出負担行為担当官〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇〇（以下、「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下、「乙」という。）との間で締結した快適職場形成促進事業に係る委託契約について、当該契約書第6条第1項に基づき、第5条を下記のとおり変更する。

記

(契約金額)

第5条 甲は、事業の完了（事業を廃止したときを含む。）後、事業の実施に関する経費（以下「委託費」という。）として、金 _____ 円（うち消費税等額 _____ 円）を限度として、別紙「委託費交付内訳（変更後）」により乙に交付する。

この契約の成立の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印のうえ、甲、乙それぞれ各1通を保存するものとする。

平成 年 月 日

甲 (住所)

支出負担行為担当官

〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇〇

〇〇 〇〇 印

乙

印

(様式6号)

委託事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇 殿

(〇〇〇労働局長経由)

住 所

氏 名

「快適職場形成促進事業」を、下記により中止(廃止)したいので申請します。

記

- 1 中止(廃止)する事業内容
- 2 中止(廃止)理由
- 3 中止期間又は廃止年月日

中止期間 平成 年 月 日より

平成 年 月 日まで

(廃止年月日 平成 年 月 日)

(様式8号)

委託事業実施結果報告書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇労働局総務部長〇〇〇〇〇 殿

(〇〇〇労働局長経由)

住 所

氏 名

「快適職場形成促進事業」実施結果を別添により報告します。

(様式10号)

〇〇〇発第 号

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇〇労働局

総務部長〇〇〇〇〇

殿

委託費確定通知書

平成 年 月 日付けで提出のあった「快適職場形成促進事業」に係る委託事業実施結果報告書及び委託事業費精算報告書について、同事業委託要綱第8条第2項の規定に基づき審査した結果、下記のとおり委託費の額を確定したので通知します。

記

確定費 金 円

補助金等支出明細書

1.	補助金等の名称		
2.	事業の目的及び内容		
	(1) 目的		
	(2) 具体的な内容		
3.	交付先の公益法人の名称		
4.	交付実績額		千円(A)
5.	補助金等における管理費		
	(1) 人件費		千円
	(2) 一般管理費		千円
	(3) その他の管理費		
		内容	金額
			千円
			千円
		合計	千円
		合計	千円
6.	外部への支出		
	(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
		支出内容	支出先
			金額
			千円
			千円
			千円
			千円
			千円
		合計	千円(B)
	(2) (1)以外の支出		
		支出内容	支出先
			金額
		事業費	業者等
			千円
			千円
		合計	千円
7.	その他		
		内容	金額
		消費税	千円
			千円
		合計	千円
8.	再補助・再委託等の場合		% (B/A)